# 一般プレーヤー利用規約

# 第1条(本規約の適用)

本規約は、プロトモゴルフ運営事務局(以下「当事務局」といいます)が提供または運営するサービス「プロトモゴルフ」(以下「本サービス」といいます)の利用に関する条件を、本サービスを利用するお客様(以下「一般プレーヤー」といいます)と当事務局との間で定めたものです。

# 第2条(本規約の遵守)

本規約は一般プレーヤーが本サービスを利用するにあたって遵守すべき事項を定めるものです。一般プレーヤーが本サービスを利用した場合、本規約に同意したものとみなします。

## 第3条(定義)

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- 1. 「一般プレーヤー」とは、当サービスを利用してプロプレーヤーとのプレーを希望する個人または法人を意味します。
- 2. 「プロプレーヤー」とは、当サービスの審査に通過し、かつ、当サービスに登録し、自身の プロフィールおよびプレー可能なスケジュールを提供するプロゴルファー・ティーチングプロまたは研修生を意味します。
- 3. 「ユーザー」とは、「一般プレーヤー」と「プロプレーヤー」の両方を意味します。
- 4. 「チケット」とは、一般プレーヤーがプロプレーヤーとのプレーの予約を行うために必要な デジタルバウチャーを意味します。
- 5. 「成約」とは、一般プレーヤーがプロプレーヤーを指名リクエストし、プロプレーヤーがその指名を応諾した時点を指します。成約が成立した時点で、一般プレーヤーは当該指名にかかるチケットの支払い義務を負うものとします。

# 第4条(ユーザー登録)

- 1. 一般プレーヤーは、本サービスの利用に際して一般プレーヤーご自身に関する情報を登録する場合、真実、正確かつ完全な情報を提供しなければならず、常に最新の情報となるよう修正しなければなりません。
- 2. 当サービスの承諾なく、同一の人物が本サービスに関して複数の同一内容のアカウント を持つことはできません。
- 3. 未成年者は、法定代理人の同意がある場合であっても、一般プレーヤーとして登録する ことはできません。
- 4. 当サービスが、一般プレーヤーが以下の各項目のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には、当該一般プレーヤーは、一般プレーヤーとしてユーザー登録をすることはできず、当サービスはその登録を拒否することができます。また、ユーザー登録後であっても、当サービスが、一般プレーヤーが以下の各項目のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には、事前通知を行うことなく当該一般プレーヤーのアカウントを停止または削除することができます。当サービスはかかる対応について一切の説明義務を負わず、責任を負わないものとします。一般プレーヤーは、当事務局に対し、登録時または登録後において、一般プレーヤーが以下各項目のいずれの場合にも該当しないことを誓約するものとします。

- 4.1. 当サービスに提供した登録事項または提出書類の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合。
- 4.2. 一般プレーヤーが登録したメールアドレス等の連絡先で連絡がとれない場合。
- 4.3. 本サービス利用料の支払を遅延又は拒否した場合
- 4.4. 反社会的勢力に該当する、または資金提供その他の方法により反社会的勢力などの維持、運営に協力もしくは関与していると当事務局が判断した場合。本号において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力をいい、過去において反社会的勢力であった者を含みます。
- 4.5. 過去から現在において有罪判決(ただし、軽微な交通犯罪を除く。)を受けており、かつ、本サービスが当該有罪判決の内容に鑑みて、本サービスを利用することが適当でないと判断した場合。
- 4.6. 本利用規約および本サービスにおいて規定されたサービスの内容に反するまた はこれを逸脱するサービスを依頼した場合。
- 4.7. 契約対象のプロプレーヤー、または当事務局との円滑なコミュニケーションが困難な可能性があると判断した場合
- 4.8. プロプレーヤー、当事務局へ危害・危険を及ぼす可能性があると判断した場合。
- 4.9. 過去に当事務局にて登録を拒否もしくは取消しされた者である場合。
- 4.10. その他、当事務局が登録を不適当と判断した場合。
- 5. ユーザーが退会を希望する場合には、当サービスの問い合わせフォームからご連絡してください。当サービスの指定する手続きを経由し、一般プレーヤーは本サービスから退会することができます。
- 6. 本規約に基づく一般プレーヤーの権利義務は一般プレーヤーの一身に専属し、一般プレーヤーが死亡した場合、アカウントは停止の後、退会扱いとなります。
- 7. 当事務局は、一般プレーヤーが本規約に違反しまたは違反するおそれがあると認めた場合、あらかじめ一般プレーヤーに通知することなく、アカウントを停止または退会を行うことができます。
- 8. 当事務局は、一般プレーヤー、またはご家族、その他関係者が、プロプレーヤーや当事務局に対して不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他他者の本サービスの利用を妨害し支障を与えるまたはそのおそれのある行為を行った場合、当該一般プレーヤーのアカウントを停止または退会手続を行うことができます。
- 9. 当事務局は、本サービスの利用(最終指名リクエスト日)が半年以上経過している一般プレーヤーのアカウントを、あらかじめ当該一般プレーヤーに通知することなく削除することができます。
- 10. 本サービスのアカウントは、一般プレーヤーに一身専属的に帰属します。一般プレーヤーの本サービスにおけるすべての利用権は、第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

## 第5条(ラウンド同伴プレーの指名リクエスト)

- 1. 一般プレーヤーは、本サービスに登録しているプロプレーヤーの中から、ラウンド同伴プレーを希望するプロプレーヤーに、希望のコース及びプレー日付を複数提案し、ラウンド同伴プレーを指名リクエストすることができます。
- 2. プロプレーヤーは、指名リクエストに提案されたプレー日付の最も早い日の7日前の 18:00までに一般プレーヤーに対し回答しなければなりません。プロプレーヤーが、一般 プレーヤーから指名リクエストを受けてから指名リクエストに提案されたプレー日付の最

も早い日の7日前の18:00までに、回答を行わなかった場合には、プロプレーヤーは当該 指名リクエストを辞退したとみなします。

- 3. プロプレーヤーが一般プレーヤーからの指名リクエストに応諾した時点で、一般プレーヤーとプロプレーヤーの両者間で、ラウンド同伴プレーの業務委託契約(以下「ラウンド同伴プレー業務委託契約」といいます)が成立します。当事務局は、プロプレーヤーおよび一般プレーヤーに対し、双方のマッチングの機会を提供するのみで、ラウンド同伴プレー業務委託契約の契約当事者にはなりません。
- 4. プロプレーヤー、一般プレーヤーは、ラウンド同伴プレー業務委託契約が成立したあとで、契約をキャンセル・変更する場合、本規約の第8条(本サービスの利用)が適応されます。
- 5. 一般プレーヤーは、プロプレーヤーとのラウンド同伴プレー業務委託契約が一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間で直接成立することを十分理解したうえで、一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間のトラブルは、一般プレーヤーとプロプレーヤーの二者間で解決するものとし、一般プレーヤーは当事務局に対し、異議申立て等迷惑をかけないことに同意します。ただし、当事務局は、本サービスの円滑な運営のために必要と当事務局が判断した場合には、一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間のトラブル等に介入することができます。
- 6. 一般プレーヤーおよびプロプレーヤーは、当サービスを通じて知り得た情報を利用し、成 約後に手数料の支払いを避けるために合意によってキャンセルし、直接取引を行うことを 禁止します。万一上記の禁止事項に違反した場合、当サービスは該当ユーザーに対して 以下の法的措置を取る権利を有します。
  - 6.1. 該当ユーザーに対する利用停止またはアカウント削除
  - 6.2. 該当取引における本来の手数料相当額の損害賠償請求

## 第6条(評価および契約終了)

- 1. 一般プレーヤーは、プロプレーヤーとのラウンド同伴プレーの完了後、翌日の18:00までに、本サービスが定める方法で、当該ラウンド同伴プレーにおけるプロプレーヤーの評価を提出しなければなりません。プロプレーヤーは、一般プレーヤーとのラウンド同伴プレーの完了後、翌日の18:00までに、本サービスが定める方法で、当該ラウンド同伴プレーにおける一般プレーヤーの評価を提出しなければなりません。
- 2. 前項に定める一般プレーヤーおよびプロプレーヤーによる評価提出が双方とも終了した時点で、該当ラウンド同伴プレー業務はすべて終了したものとみなします。

## 第7条(プラン、料金及び支払方法)

## 1.プラン

一般プレーヤーにおける本サービスの利用プランは下記の2種類とします。

エンジョイプラン	メンバーシップ料(月額)が発生します。1指名 につき、消費するチケット数がエンジョイメン バー区分が適用されます
ノーマルプラン	メンバーシップ料が発生しない。1指名につき、消費するチケット数がノーマルメンバー区分が適用されます

## エンジョイプランについて

1. エンジョイメンバーの特典

エンジョイメンバーは、ラウンド同伴プレーにかかるチケット数について、エンジョイメンバー区分が適用されます。

#### 2. メンバーシップ料

メンバーシップ料は、以下に明示的に規定された場合を除き、払戻しされません。

お客様が登録された支払い手段が支払い不能な場合、お客様が速やかに適用可能な支払手段を新たに当サービスに提供しない限り、お客様のエンジョイプラン会員登録はキャンセルされます。当該新たな支払手段にて支払いが完了した場合には、お客様のエンジョイプラン会員期間は、支払い完了日ではなく本来の更新日より更新されます。

メンバーシップ料請求前にお客様がエンジョイプラン登録のキャンセルの希望あるいは自動更新を希望しない旨を当サービスに通知いただかない場合には、お客様のエンジョイプラン会員登録は自動的に更新され、お客様への通知なくして、当サービスは、各請求対象期間の初日に、お客様が登録された支払手段へ、その時点で適用されるメンバーシップ料及び税金を請求いたします。

## 3. エンジョイプランのキャンセル

お客様は、いつでも当サービス所定の手続きによりエンジョイプラン登録をキャンセルすることができます。お客様のエンジョイメンバー資格は、キャンセル申請が行われた請求対象期間が満了するまで維持されます。もし、お客様がエンジョイプランの特典のご利用を開始していない時点でお客様がエンジョイプラン会員登録をキャンセルされた場合には、当サービスはメンバーシップ料の全額を払い戻します。プロモーションコードにより取得された会員およびトライアル期間中の会員は、返金対象ではありません。

## 2.料金

# ①登録料

無料			
<del>/**</del>			

## ②メンバーシップ料

月額	4980円

# ③消費チケット数(1指名につき)

エンジョイメンバー	4チケット
ノーマルメンバー	6チケット

## 4チケット代

1枚	10000円
5枚	48900円
10枚	95800円

#### 3.支払い方法

各料金は、本サービスの指定する方法により支払うものとします。

## 第8条(本サービスの利用)

成約後の変更およびキャンセル

成約後の変更およびキャンセルは、原則下記のポリシーに従うものとします。

#### 1.キャンセル

一般プレーヤーの都 合によるキャンセル	承諾プレー日の7日 前の 18:00より前	ペナルティは頂戴しません
	承諾プレー日の2日 前18:00より前	当該指名にかかるチケットの50%を徴収
	承諾プレー日の2日 前の18:00以降	当該指名にかかるチケットの100%を徴収
プロプレーヤーの体 調不良などによる キャンセル		当該指名にかかるチケットの全返却

不可抗力(天災など)により、ラウンド同伴プレー遂行が不能となった場合、当事務局が定める手続きにより、ペナルティなしでキャンセルまたは変更することができます。

当事務局は、無断キャンセルや悪質なキャンセルを行ったユーザーのアカウントを予め該当ユーザーに通知することなく削除することができます。

## 2.変更

- 本サービスにおける「成約後の変更」とは、変更リクエストを意味します。変更リクエストとは、変更対象のラウンド同伴プレー内容において、指名プロはそのまま、コース及び日付を再設定して送信する指名リクエストを指します。
- プロプレーヤーは、変更リクエストの送信後から48時間以内に返信をしなければなりません。プロプレーヤーが変更リクエストを受けて48時間以内に返答を行わなかった場合は、プロプレーヤーは当該変更リクエストを受け付けなかったものとみなします。
- 一般プレーヤーによる変更リクエストの送信期限は、承諾プレー日の4日前18:00より前までとします。それ以降の変更はキャンセル申請を行って再度指名リクエストを行ってください。

## 第9条(プレーフィーの支払い)

プレーフィーの支払いは、原則一般プレーヤーが行うこととします。ただし、プレーフィーに関する ユーザー間のトラブルは、当サービスでは一切の責任を負いません。

# 第10条(コース予約)

コース予約は、原則成約後に一般プレーヤーが行い、ユーザーが自己責任で維持・管理するものとします。なお、コース予約に関するユーザーとコース間のトラブルは、当サービスでは一切の責任を負いません。

## 第11条(禁止行為)

- 1.ユーザーは、以下の行為を行ってはなりません。
- (1)法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 当サービスの運営を妨害する行為

- (3)虚偽の情報を登録する行為
- (4)他のユーザーの個人情報を不正に取得する行為
- (5)異性交際を目的として本サービスを利用する行為

2.本サービスは、本サービスにおけるユーザーによる行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当サービスが判断した場合にはユーザーに事前に通知することなく、当該ユーザーに関連する情報の全部又は一部の削除、本サービスの利用の一時停止、又は登録の取消(本契約の解除を意味します)を行うことができるものとします。本サービスは、本項に基づき本サービスが行った措置に基づきユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第12条(免責事項)

- 1. 一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間に生じるラウンド同伴プレー業務委託契約に関しては、二者間の自己責任にお任せしており、ラウンド同伴プレー業務委託契約の当事者である一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間で解決していただきます。ただし、二者間に何らかのトラブルがあった場合で、寄せられたクレームに正当な根拠があると当事務局が判断した場合、当事務局は当該プロプレーヤーまたは一般プレーヤーの登録削除を含め、二者間のトラブルに介入する場合がございます。
- 2. 当事務局は、本サービスに起因して一般プレーヤーに生じたあらゆる損害について一切 の責任を負いません。ただし、本サービスに関する当事務局と一般プレーヤーとの間の 契約(本規約を含みます。)が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責 規定は適用されません。
- 3. 本条第2項ただし書に定める場合であっても、当事務局は、当事務局の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により一般プレーヤーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当事務局または一般プレーヤーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)について一切の責任を負いません。また、当事務局の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により一般プレーヤーに生じた損害の賠償は、一般プレーヤーから当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

## 第13条(個人情報等及びユーザーの情報の取り扱い)

- 1. 当事務局は、ユーザーの個人情報を適切に取り扱い、プライバシーポリシーに基づいて 管理します。
- 2. ユーザーは、当事務局が個人情報を本サービスの提供に必要な範囲で使用することに同意するものとします。

## 第14条(反社会的勢力の排除)

ユーザーは、次のいずれにも該当しないことを当サービスに表明し、かつ、将来にわたっても該 当しないことを確約するものとします。

- 1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係者(暴力団関係企業を含む。)、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特 殊知能暴力集団等、そのほかこれらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」とい う。)
- 2. 反社会的勢力が経営を支配している、もしくは実質的に関与していると認められる企業と 関係を有していること
- 3. 反社会的勢力を利用していること

- 4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- 5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ユーザーは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを 確約するものとします。
  - 1. 暴力的な要求行為
  - 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当サービスの信用を毀損し、または当 サービスの業務を妨害する行為
  - 5. その他、前各号に準ずる行為

## 第15条(本規約の改定)

- 1.当サービスは、本規約を随時変更することができるものとします。
- 2.本規約の変更は、当サービスが適切と判断する方法で通知するものとし、通知後にユーザーが当サービスを利用した場合、変更に同意したものとみなされます。

# 第16条(準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、その内容に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第17条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第18条(存続条項)

契約終了後も、以下の条項は有効に存続するものとします。

- 1. 第4条(直接取引の禁止)
- 2. 第8条(当日の無断キャンセル)
- 3. 第11条(禁止事項)
- 4. 第12条(免責事項)
- 5. 第13条(個人情報の取り扱い)
- 6. 第16条(準拠法および管轄)

以上